

令和4年9月22日（木曜日）

予算決算委員会総務分科会

第1委員会室

出席議員

酒上太造、村原守泰、中西祥子、西本眞造、  
蔭山敏明、汐田浩二、三和 衛、牧野圭輔、  
竹中由佳、坂本 学

【総務委員会（消防局）の審査】

再開

11時26分

消防局

11時26分

送付議案説明

- ・議案第77号 令和3年度姫路市一般会計決算認定  
について
- ・議案第88号 令和4年度姫路市一般会計補正予算  
(第4回)

質疑

11時45分

(質問)

非常備消防交付金は、消防団員の退職者が221人で、想定外に多かったため増えたということであるが、令和3年度末時点における団員の充足率と4月1日以降の団員の補充はどのようになっているのか。

(答弁)

4月1日時点における消防団員の充足率は89.6%となっている。その後の補充については、詳しい情報は入ってきていないが、団員報酬の個人支給等により精査されて減少しているもので、今後も減少が想定されるので、積極的な団員の増について努力していきたいと考えている。

(要望)

各地域の様々な事情により消防団員の成り手不足が市全域に広がっているため、消防局としても積極的に広報を行うとともに、各地域に働きかけを行ってほしい。

(質問)

弁護士着手金として71万7,894円を予備費から充用しているが、これは、元消防職員の懲戒免職処分の最高裁の判定が下ったことに関する着手金という理解でよいのか。

(答弁)

最高裁では訴えを受け付けないと判断しており、高裁での判決が採用され、高裁の判決に相手方が控訴した。同着手金は、これに応訴するための費用である。

(質問)

一審支持となり、退職手当の3割程度の支給ということになっているが、もう支給はされたのか。

(答弁)

9月15日に支払い済みである。

(質問)

3人が懲戒処分となり、1人は亡くなっているが、訴えた人だけに支払っているのか。

(答弁)

3人のうち1人は自死し、もう1人は、懲戒免職処分ですべて不支給になったことについて不服がなかったため、裁判にもなっていない。1人だけが裁判で争ったが、結局、懲戒免職処分は妥当、退職金の支給制限は7割程度が妥当という判決が出たので、判決に沿って処理が終わったところである。

(質問)

退職金を支給したのは1人だけなのか。

(答弁)

そうである。

(質問)

裁判が終わったことで、弁護士に対して別の支払いもあるのか。

(答弁)

最終的な報酬金という形で今後支払う予定である。

(質問)

それも予備費での対応になるのか。

(答弁)

予算計上していないため、財政課に予備費での対応を依頼している。

(質問)

令和4年度から消防団員報酬が個人支給に変わるため、精査されて221人という大幅な退職者数になったとのことであり、令和2年度と比較すると、充足率が93.8%から89.6%にまで落ち込んでいる。

逆に考えると、これだけ多くの人が今まで活動もせずに消防団に所属していたということなのか、そのあたりはどのように分析しているのか。

(答弁)

消防団員の7割以上がサラリーマンという状況の中、これまで大規模な災害があった際には活動に参加していたが、通常の消防団活動には参加できないため、報酬に見合う活動ができないとの理由で退職する人がいたと聞いている。実際に、登録だけの人もいたと思うが、このたびの個人支給により、常時活動できる人に整理ができたのではないかと認識している。

(質問)

令和4年9月に、初めて各団員に個人支給が行われ、個人に支給された後の報酬の扱いに関しては、団によって徴収したりするなどのばらつきが出てくると思うが、消防局としては関与しない形になるのか。また、その辺の状況はどのように把握しているのか。

(答弁)

個人支給の実施に当たり、分団交付金はあるが、それ以外の活動費は補助していないので、各団員から集めて運営費としてもらうなどの指導を行った。きちんとした数字までは把握していないが、そのような形になっているのではないかと考えている。

(要望)

個人支給になったばかりなので、できる範囲でフォローしてもらいたい。

(質問)

令和3年12月にあった大阪の北新地の火災を受けて、特別査察を強化するということがあったが、それに伴う経費は常備消防費の中の予防活動経費に含まれているのか。また、決算額では令和2年度よりも少なくなっているが、費用をかけずに行ったのか、内容を説明してもらいたい。

(答弁)

大阪のビル火災に伴う特別査察の経費は、予防活動費に入っているが、消防職員が現地で立入検査を行っているため、特別経費がかかるものではない。

立入検査の状況について、火災が起こった年末時点で、本市で該当したのは151対象であり、全ての対象を回った際に、避難時の障害と防火戸の状況に特化して確認を行った。その結果、避難障害が28対象、防火戸の障害が9対象であった。

そして、年明けにもう一度対象を回って確認したところ、避難及び防火戸の障害等に関しては、年明けから営業していない1対象のみという状況であった。

また、国からも通知があり、その後の状況を確認するため、各消防署の予防係が現地確認を行っている。

(要望)

現実的には難しいかもしれないが、1か所だけでなく、双方向への避難など、新たな避難経路の確立という観点も必要になってくるので、そういう部分も含めて立入検査を行ってほしい。

(要望)

昔からのいろいろな経緯があり、地域によって消防団員の定員にばらつきがあるのは仕方がないし、旧町と旧姫路市ではどうしても事情が異なる。

ただ、姫路東消防団は、周りと比べて定員が突出しており、その理由として、火災件数等が多いとの説明であるが、別にそこだけが突出しているわけではないと思う。見直しの時期が来ているのではないかと思うので、全市公平な形で対応できるようにしてもらいたい。

また、事情があって、家島のように常備消防の体制が整っていないところは仕方がなく、分団員に協力してもらわないといけない部分があるのは理解できる。その辺も含めて検討してもらいたい。

(質問)

令和3年度における地域改善対策で整備された車庫や車両などの維持管理等にかかった経費は、総額で幾らくらいになるのか。

(答弁)

分団交付金の交付基準に基づき、車両に関する維持管理経費として年間1台当たり11万5,000円、動力ポンプは1年で2万5,000円を支給している。

各車両はかなり古くなっているが、今のところ更新は考えていない。ただ、当該車両を使って地域で分団員等が活動しており、車両を引き上げることはできないので、使える間は使用してもらい、その後は公平性を考慮して更新できないことを理解してもらおうと考えている。

(要望)

使える間というのは分かる部分はあるが、結果的にそれにかかる費用を公費で負担するというのは筋違いという思いがある。

特別な理由があれば別であるが、平成 14 年に法がなくなり、時代とともに考え方を考えていかないといけないので、消防に関しても、市内を公平公正な形に見直す流れをつくってもらいたい。

(質問)

地域改善対策で整備された車両等の維持管理等にかけた費用の総額は幾らになるのか。

(答弁)

車両 1 台当たり 11 万 5,000 円、21 台分で 241 万 5,000 円。小型動力ポンプは、1 台当たり 2 万 5,000 円、2 台分で 5 万円。総額は 246 万 5,000 円である。

(要望)

先ほど見直しの話をしたが、どこかで線を引いてもらい、地元が必要だというのであれば、払い下げも含めて考えてもらいたい。

(質問)

消防使用料として庁舎建物等使用料とあるが、これは消防職員が車で出先機関に行った際の駐車場の使用料のことなのか。

(答弁)

敷地内に職員が自家用車を停める分は、管財課への収入になる。

消防使用料には大きく 3 つあり、自動販売機の使用料と網干消防署の上空を通っている高圧線の線下の使用料、それと公衆電話ボックスの使用料である。

(質問)

職員の駐車場代については、何か減免はあるのか。

(答弁)

一般の出先職員と同じ料金だと認識している。

(質問)

消防隊員に危険手当は出ているのか。

(答弁)

出勤手当という形で、火災に関しては 1 件当たり 300 円、救急に関しては、救命士と普通の救急隊員で金額が異なっており、救命士が 300 円、通常の救命士以外の隊員が 250 円となっている。

(質問)

決算で総額は幾らくらいになるのか。

(答弁)

消防局の特殊勤務手当は、決算ベースで 3,157 万 7,000 円となっており、これにはいろいろな手当が含まれている。

(質問)

令和 3 年度に新規で採用された職員で、年度内に辞めた者はいるのか。

(答弁)

令和 3 年度採用で辞めた職員はいない。

(質問)

2、3 年で辞めてしまう職員はいるのか。

(答弁)

令和 3 年度は、途中で辞めた職員が 9 人いる。

最近では、他府県から来ている職員が、地元で試験を受け直す傾向が見受けられ、採用時に聞き取りは行っているが、令和 3 年度はちょっと多かった。

(質問)

白浜分団車庫の更新が延期になったが、通常の計画どおり古い順番からになると、何年後くらいに建て替えになるのか。

(答弁)

白浜分団車庫の前に、10 以上の古い施設があるため、順番に更新していくと、令和 12 年の予定である。

**消防局終了 12時13分**

**休憩 12時13分**

**再開 13時10分**

**【総務委員会（総務局）の審査】**

**総務局 15時05分**

**送付議案説明**

・議案第 77 号 令和 3 年度姫路市一般会計決算認定について

**質疑 15時10分**

(質問)

職員厚生費の委託料について、定期健康診断の受診者が予定より少なく、780 万円ほど不用額が発生したとのことであるが、理由を説明してもらいたい。

(答弁)

本来、定期健康診断は全職員が受診し 100%にな

るべきであるが、令和3年度の受診率は99.7%、令和2年度は99.6%であった。

令和3年度の内訳は、定期健診受診者が5,008人、人間ドック等の受診による免除者が416人、未受診者が14人であり、未受診者に対しては、所属長を通じて、医師または保健師による面接を実施し、体調確認と受診指導を行っている。

また、未受診の理由として、かかりつけ医で受診しているので大丈夫だと思っていた、健康診断の日程が合わなかった、忘れていたなどであり、そのようなところが解消できるよう、健診日数の増加などに努めているところである。

(要望)

全ての職員が受診するように取り組まれるとともに、受診できない人に関しては、いろいろ理由等を確認してもらいたい。

(質問)

会計年度任用職員の待遇に関して、正規職員であれば、窓口業務に関する危険手当のようなものがあると思うが、同様の業務を行う会計年度任用職員にも同じような手当は当たっているのか。

(答弁)

窓口業務における特殊勤務手当のことかと思うが、会計年度任用職員の業務は、あくまでも事務補助という位置づけであり、正規職員と業務をきちんと区別している。職員と全く同じ業務に従事している会計年度任用職員はいないと認識している。

(質問)

窓口手当のようなものは、会計年度任用職員には当たっていないということなのか。

(答弁)

手当の支給対象となる会計年度任用職員はいないということである。

(質問)

会計年度任用職員も窓口業務を担っているのではないのか。

(答弁)

手当の対象となる業務を行っている会計年度任用職員がいるかどうかを確認したいので、後ほど資料で回答したい。(委員会終了後に資料配付)

**総務局終了**

**15時16分**

**会計課**

**15時18分**

**送付議案説明**

・議案第77号 令和3年度姫路市一般会計決算認定について

**質疑**

**15時20分**

質問なし

**会計課終了**

**15時20分**

【総務委員会(会計課)の審査】

**議会事務局**

**15時21分**

**送付議案説明**

・議案第77号 令和3年度姫路市一般会計決算認定について

**質疑**

**15時27分**

(質問)

加入団体会費について、令和3年度決算で10団体、231万5,000円の支出となっており、令和2年度よりも60万円ほど減額となっている。これは脱退によるものなのか、それともコロナの影響によるものなのか、状況を説明してもらいたい。

(答弁)

脱退はしていない。コロナにより前年度の播但市議会議長会などの総会が書面開催となったことなどにより繰越額が多く、会費が減額となったためである。

**議会事務局終了**

**15時28分**

【総務委員会(議会事務局)の審査】

【総務委員会(政策局)の審査】

【総務委員会意見とりまとめ】

**意見とりまとめ**

**15時34分**

・分科会長報告について

正副分科会長に一任することに決定。

**意見とりまとめ終了**

**15時35分**

**閉会**

**15時35分**